

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ハワイにある別荘と相続税

Q: 今年の5月に死亡した父は、米国ハワイに別荘を所有していました。この別荘にも相続税がかかるのでしょうか。なお、相続人は全員日本に居住しています。

A: 相続税がかかります。

#### 【解説】

相続や遺贈によって財産をもらった人で、日本国内に住所がある人を無制限納税義務者といい、もらった財産がどこにあるかには関係なく相続税がかかります。

これに対し、日本国内に住所がない人を制限納税義務者といいます。制限納税義務者については、もらった財産のうち、日本国内にある財産にだけ相続税がかかります。

ご質問の場合、相続人全員が日本国内に住所を有しているとのことですから、全員が相続税法上無制限納税義務者に当たり、相続又は遺贈で取得した財産全部が相続税の課税対象となります。

なお、ハワイに所在する別荘の評価方法ですが、国外に所在する財産の評価及び外貨建ての債権債務の換算方法については、財産評価基本通達には定めがありませんので、相続税法の規定により「当該財産取得の時の時価」によって評価することになります。

この場合の「時価」は、通常取引価額ということになり、また、換算レートについては、電信売買相場の買相場(TTB)によることになると考えられます。

なお、米国で納めた日本の相続税に相当する税額は、相続税額の計算上控除されます。

